

大阪府立大学工業高等専門学校教職員早期退職規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 108

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）が設置する大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）の教職員の早期退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。
- (2) 早期退職制度 本法人における人事の刷新及び業務能率の向上を図るため、就業規則第27条に規定する定年による退職の日から一定の期間前までに自らの意思により退職する制度をいう。

(対象)

第3条 早期退職制度の対象となる教職員は、就業規則第27条に定める定年に達する日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者とする。ただし、退職願を提出する日又は退職の日に就業規則第20条第1項第2号の事由により休職となっている者を除く。

(退職の日)

第4条 早期退職制度による退職の日は、所定の退職願を提出した日の以後における最初の3月31日とする。

2 早期退職制度により早期退職を希望する教職員は、前項に定める退職の日の6月前までに退職願を提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、早期退職に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。